

情報コーナー

生活



在宅酸素療法者電気料 助成事業

市は、酸素濃縮装置を使用している在宅酸素療法治療者に対し、酸素濃縮装置の使用に要する電気料の一部を助成しています。

▽対象者：医師の処方に基づき酸素濃縮装置を使用している在宅酸素療法治療者で、次の要件をすべて満たす人①本市に住民票がある②施設に入所していない③交付申請を行う月の属する年度の市民税が非課税の世帯に属している

帯に属している
※1カ月に16日以上入院した月は、助成金の支給が停止になります。

酸素流量 (1分間あたり)	月 額
1ℓ以下	600円
1ℓ超2ℓ以下	700円
2ℓ超3ℓ以下	900円
3ℓ超	1,500円

※月の初日の医師の処方による安静時の酸素流量の最高値

▽申請方法：申請書に必要事項を記入・押印し、医療機関で証明を受けてから、福祉課障害福祉係まで提出してください。

農業委員会委員選挙 人名簿の登録申請

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請は、農家の人が農業委員の選挙人および被選挙人として資格があることを示すための大切な手続きです。

登録申請書を提出しなければ、選挙人名簿に登録されず、農業委員選挙が行われる場合、投票することができなくなりますので、必ず申請してください。

▽有権者の要件（申請該当者）：平成23年1月1日現在で市内に住所があり、平成23年3月31日（木）現在で満20歳以上（平成3年4月1日以前生まれ）の人のうち、次の条件に該当する人
①10㎡以上の農地を耕作している人
②①の同居親族または配偶者で、年間60日以上耕作に従事している人

▽申請方法：12月下旬に各世帯に配布される「登録申請書」に必要事項を記入し、1月10日（月・祝）までに農業委員会事務局、各地域局、または各地域市民センターへ提出してください。ただし、1月8日（土）～10日（月・祝）は閉庁日のため、本庁・各地域局の日直で受け付けます。

中小企業設備近代化 資金利子補給制度

市は、中小企業の振興を図るため、制度融資に対する利子補給を行っています。

▽対象：①国・県が、中小

我が家ではつらっつ チャレンジ60

この事業は、約1600人の参加があり、これを機会に、個人だけでなく、家族や地域でさらに健康づくりを進めていただくようお願いいたします。

今回、参加された人は、チャレンジ期間が12月30日（木）までです。目標達成状況報告とアンケートを、平成23年1月14日（金）までに事務局に郵送、ファクスなどで提出してください。

また、平成23年2月26日（土）に、「我が家ではつらっつ研修大会」の開催を予定しています。健康意識を高めるため、事業参加者をはじめ、多くの市民の皆さんの参加をお願いします。

▽問い合わせ・提出先

詳しくは、お問い合わせください。
■問い合わせ・申請先
福祉課障害福祉係（☎②10284）

上下水道課からのお知らせ

冬季になると、水道管の凍結や破裂が多発します。

特に、屋外にある水道管や水道メーターなどは凍結しやすいので、布きれや市販の保温材を巻きつけるなどの対応をお願いします。

万一、凍結した場合は、蛇口を開けて、凍った部分にタオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくり、満遍なくかけてください。

また、12月の水道料金・下水道使用料の納期限は、12月27日（月）です。ご注意ください。

■問い合わせ 上下水道課
（☎②10243）、各地域局地域振興課管理係

12月 納期限（口座振替日）のお知らせ

税(料) 目	期	納 期 限 (口座振替日)
固定資産税・都市計画税	3期	12/27(月)
国民健康保険税（普通徴収）	6期	
介護保険料（普通徴収）		
後期高齢者医療保険料（普通徴収）		

〈予告〉1月の納期
・市民税・県民税（普通徴収／4期）
・国民健康保険税（普通徴収／7期）
・介護保険料（普通徴収／7期）
・後期高齢者医療保険料（普通徴収／7期）
※納期限／口座振替日＝1/31(月)

【お願い】 口座振替を登録されている人は、振替日前に預金残高の確認をお願いします。
■問い合わせ 税務課収税係（☎②10215）、後期高齢者医療保険料は保険課健康保険係（☎②10258）

小規模共済制度

小規模共済制度は、個人事業主が事業をやめたり、会社等の役員の人から退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく、国の共済制度です。

この制度の特徴は、掛け金は全額所得控除となり、

企業設備近代化、または高度化を促進するために実施している融資であること②資本額、または出資の総額が3000万円以下の法人で、従業員数が200人（商業、サービス業は30人）以下の法人・個人であること

▽利子補給の内容：利子補給期間は最初の利子支払い月から36カ月以内で、年間2分の1以内、元金残高の3%を限度とする
※1月末までに前年1年分を申請してください。
■問い合わせ 商工観光課 商工係（☎②10229）

受け取る共済金も退職金扱い、公的年金等の雑所得扱いとなります。
また、法律改正により平成23年1月からは、個人事業主の配偶者や後継者等の「共同経営者」も2人まで

加入することができます。詳細は、お問い合わせください。
■問い合わせ 中小企業基盤整備機構（☎050-5541-7171）

国民年金 源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の人は158万円以上）の人については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構は、平成22年1月～12月に「老齢年金」を受け取っている人に対し、平成23年1月までに源泉徴収票を送付します。源泉徴収票は、年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収された所得税の還付申告をするときに添付する必要があります。

源泉徴収票を紛失された場合には、再交付できますので、お近くの年金事務所や年金相談センター、「ねんきんダイヤル」（☎0570-05-1165）までお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については、非課税であるため、源泉徴収票の送付はありません。

■問い合わせ 市民環境課戸籍住民係（☎①0252）
日本年金機構高梁年金事務所（☎①0572）